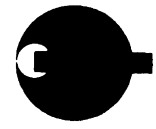


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○土地改良事業の工事完了届(耕地課)	一	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	三
○右同	一	○特定調達契約に係る落札者等の公示(市町村課)	三
○右同	一	○教育長公告	三
○右同	一	○平成二十年度奈良県公立学校教員採用候補者選考試験の実施(労働委員会公告)	三
○土地区画整理組合の理事の住所変更に係る届出(都市計画課)	二	○奈良県労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等	五
○都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)	二		
○大規模小売店舗の新設の届出に関	二		

告示

奈良県告示第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり橿原市宮土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十九年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

届出者	橿原市長 安智田 豊
事業名	水と農地活用促進事業(用排水路)
事業同意年月日	平成十九年一月五日
地区名	十市地区
事業年度	平成十八年度
完了年月日	平成十九年三月三十日

奈良県告示第七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり桜井市宮土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十九年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

届出者	桜井市長 長谷川 明
事業名	水と農地活用促進事業(用排水路)
事業同意年月日	平成十八年十月四日
地区名	大泉地区
事業年度	平成十八年度
完了年月日	平成十九年三月三十日

奈良県告示第七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり葛城市宮土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十九年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

届出者	葛城市長 吉川 義彦
事業名	水と農地活用促進事業(ため池・防災)
事業同意年月日	平成十八年十二月六日
地区名	ダブ池地区
事業年度	平成十八年度
完了年月日	平成十九年三月二十八日

奈良県告示第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり田原本町宮土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十九年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

届出者	田原本町長 寺田 典弘
事業名	水と農地活用促進事業(用排水)
事業同意年月日	平成十八年十一月一日
地区名	矢部地区
事業年度	平成十八年度
完了年月日	平成十九年三月二十二日

田原本町長 寺田 典弘	水と農地活用促進事業(用排水路)	平成十八年十一月一日	大木地	平成十八年度	平成十九年三月二十二日
田原本町長 寺田 典弘	水と農地活用促進事業(頭首工)	平成十八年十一月一日	阪手北	平成十八年度	平成十九年三月二十二日

奈良県告示第七十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十九条第一項の規定により、生駒市東白庭台区画整理組合から理事の住所について次のとおり届出があった。

平成十九年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

氏名	変更後の住所	変更前の住所
石川 仁士	大阪市西区江之子島二丁目九番二一四〇三号	福岡市中央区春吉二丁目三番二〇一八〇九号

奈良県告示第七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称
五條市

公 告

二 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画下水道事業五條市流域関連公共下水道
三 事業施行期間
昭和六十年十月八日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 取用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」といいます。(第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所(団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十九年五月十五日から同年九月十八日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。

平成十九年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) スーパーセンターオークワ御所店

所在地 御所市大字室二八五一の一の二部ほか十筆

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社オークワ

住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

代表者 大桑 啓嗣

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社オークワ

住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三
代表者 大桑 啓嗣

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年一月十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
六、九八五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四六三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 九六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 二〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 三六立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成十九年五月八日

九 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

十 縦覧期間

平成十九年五月十五日から同年九月十八日まで

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年二月二十七日第七八一一九〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月八日第六六七九号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町興留五丁目四三番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区南船場三丁目二番二一三号
三洋ホームズ株式会社 代表取締役 宮本利亮

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町興留五丁目四三番地ノ一の一部

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成19年5月15日

奈良県知事 荒井正吾

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する課課等の名称及び所在地
奈良県総務部市町村課
奈良市登大路町30番地

3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
財団法人地方自治情報センター 理事長 芳山 達郎
東京都千代田区一番町25番地

5 随意契約に係る契約金額 56,873,136円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約による。

7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成17年政令
第372号)第10条第1項第1号及び第2号該当

教育長公告

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第1号)第十二条の規定に基づき平成二十年
度奈良県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。
平成十九年五月十五日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠一

一 募集人員

区分(校種)

教科(科目)

小学校

百四十五人程度

中学校

国語八人程度、社会八人程度、数学十人程度、理科六人程度、
音楽三人程度、保健体育十人程度、外国語(英語)十人程度

高等学校	数学五人程度、家庭、調理、製菓、計十人程度、工業、機械、 情報、計三人程度
特別支援学校	三十人程度

二 一般選考

1 試験を実施する区分(校種)、教科(科目)等
右記一に示した区分(校種)、教科(科目)

(1) 複数の区分(校種)及び教科(科目)を受験することはできません。

(2) 次のア～オに該当する人については、「加点申請」することにより選考に際し
加点します。

ア 小学校又は中学校を受験する人で、小学校及び中学校教諭普通免許状を共に
有する人

イ 中学校を受験する人で、中学校教諭の複数教科の教諭普通免許状を有する人
ウ 学校図書館司書教諭の資格を有する人

エ 中学校英語を受験する人以外で、実用英語技能検定(日本英語検定協会)二
級資格、TOEFL(国際教育交換協議会)PBT五〇点以上若しくはCB
T一七三点以上取得又はTOEIC(国際ビジネスコミュニケーション協会)

六五〇点以上取得のうち、いずれかの資格を有する人
オ 奈良県内の公立学校において、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十
一日までの五年間で通算三十六日以上常勤講師の経験がある人(二月に満たな
い場合は、それぞれの日数を通算し、三十日を一月とみなす。ただし、残り日
数が十五日以上の場合も一月とみなす。)

(注1) ア～エについては、平成二十年三月三十一日までに取得できる見込み
の人を含みます。

(注2) ア～オについて申請する場合には、願書B票の「加点申請」に記入し
てください。

(注3) 上記の申請に当たって虚偽の内容を申請した人は取得見込みで受験
し、平成二十年三月三十一日までに取得できなかった人は、採用内定後

<p>区分(校種) 教科(科目)</p>	<p>であつても採用を取り消す場合があります。</p> <p>2 受験資格 次の各号に掲げる要件に該当する人であること。</p> <p>(1) 学校教育法第九条自身及び地方公務員法第十六条各号のいずれにも該当しない人</p> <p>(2) 教育職員免許法に規定する各相当の教諭普通免許状を所有する人又は平成二十三年三月三十一日までに取得できる見込みの人。ただし、家庭(調理 製菓 を志望する人は、相当の教諭普通免許状に加え、各々、調理師 製菓衛生師免許を所有又は取得見込みであること。</p> <p>なお、取得見込みで受験し、平成二十年三月三十一日までに教諭普通免許状及び家庭(調理 製菓 を志望する人においては、調理師 製菓衛生師免許が取得できなかった人は、採用内定後であっても採用を取り消します。</p> <p>(3) 昭和四十三年四月一日以降に生まれた人又は昭和三十八年四月一日以降に生まれた人で、過去に三十六月以上教諭として勤務したことのある人(県外で教諭経験を有する場合は、出願時に在職証明書を提出してください。)</p> <p>ただし、教諭経験月数には、平成十九年三月三十一日現在における本県の公立学校講師(非常勤講師を除く。)の経験月数を含めます。</p> <p>(4) 県内どこにでも勤務できる人</p> <p>三 身体障害者を対象とした選考</p> <p>1 試験を実施する区分(校種)、教科(科目)等 一般選考と同じ。</p> <p>2 受験資格 次の各号に掲げる要件のすべてに該当する人であること。</p> <p>(1) 一般選考の「受験資格1」～「4」のすべてに該当する人</p> <p>(2) 自己通勤ができ、かつ、介護者なしで職務遂行が可能な人</p> <p>(3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が一級から六級までの人</p> <p>四 社会人特別選考</p> <p>1 試験を実施する区分(校種)、教科(科目)</p>						
<p>2 第二次試験 日時 平成十九年九月一日(土)及び九月二日(日)</p>	<p>高等 学校 家庭(調理 製菓)、工業(機械 情報)</p> <p>2 応募資格 公立学校以外の事業所等において、平成二十年三月三十一日現在で、三年以上の常勤経験を有し、かつ、次の各号に掲げる要件に該当する人であること。</p> <p>(1) 学校教育法第九条自身及び地方公務員法第十六条各号のいずれにも該当しない人</p> <p>(2) 昭和三十三年四月二日以降に生まれた人</p> <p>(3) 家庭(調理 製菓 を志望する人は、調理師又は製菓衛生師免許を取得後、三年以上の実務経験を有していること。</p> <p>(4) 受験区分(校種)・教科の教諭普通免許状の有無は問いません。ただし、相当の教諭普通免許状を所有しない場合は、次の条件ア及びイに該当することが必要です。</p> <p>ア 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する人</p> <p>イ 教員の職務を行うのに必要な熟意と識見をもつている人</p> <p>なお、この場合、合格後に特別免許状申請の手続きが必要です。</p> <p>3 出願手続 一般選考の手続きに準じます。(一般選考との併願はできません。)</p> <p>ただし、二千字以内の自己推薦文を提出してください。(A4判 様式自由)</p> <p>4 その他 第二次試験に合格した場合は、在職・勤務証明書を提出してください。(A4判、様式自由)</p> <p>1 第一次試験 試験の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成十九年七月二十二日(日) から七月二十四日(火)まで 午前八時三十分から</p> <p>(2) 場所 県立奈良高等学校、県立郡山高等学校及び県立平城高等学校の予定</p>						
<p>平成十九年六月一日(金)午後五時まで</p>	<p>六 受験手続等 午前八時三十分から</p> <p>1 願書の交付 直接受け取る場合</p> <p>(1) 奈良県教育委員会事務局教職員課、奈良県庁県民ホール、奈良県東京事務所及び奈良県広域地域産業振興センター(大和高田市)において交付します。</p> <p>(2) 郵送により取り寄せる場合 返信用封筒(角 封筒)に二四〇円切手を貼り、宛名を記入したものを同封し、〒六三〇一八五〇二 奈良県教育委員会事務局教職員課(住所不要)まで郵送してください。</p> <p>(3) インターネットでダウンロードする場合 奈良県ホームページから「ネット行政サービス」の申請書ダウンロードを選択し、要項・願書をダウンロードしてください。印刷はA4判にしてください。</p> <p>2 願書の提出期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出願方法</th> <th>出願期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 直接持参</td> <td>平成十九年五月二十八日(月) ~ 平成十九年六月一日(金) 午後一時~午後五時</td> </tr> <tr> <td>(2) 郵送</td> <td>平成十九年五月十八日(金) ~ 平成十九年六月四日(月) (注) 必ず書留便としてください。六月四日(月)までの消印のあるもの限り受け付けます。</td> </tr> </tbody> </table>	出願方法	出願期間	(1) 直接持参	平成十九年五月二十八日(月) ~ 平成十九年六月一日(金) 午後一時~午後五時	(2) 郵送	平成十九年五月十八日(金) ~ 平成十九年六月四日(月) (注) 必ず書留便としてください。六月四日(月)までの消印のあるもの限り受け付けます。
出願方法	出願期間						
(1) 直接持参	平成十九年五月二十八日(月) ~ 平成十九年六月一日(金) 午後一時~午後五時						
(2) 郵送	平成十九年五月十八日(金) ~ 平成十九年六月四日(月) (注) 必ず書留便としてください。六月四日(月)までの消印のあるもの限り受け付けます。						

				<p>(3) インターネット</p> <p>(注) 奈良県ホームページから「ネット行政サービス」の電子申請・講座申込・施設予約を選択し、「利用者登録」を行った後、申請書を作成し送信してください。</p>	
<p>3 願書の提出先</p> <p>〒630-1850-2 奈良県教育委員会事務局教職員課(住所不変)</p> <p>七 実技試験について</p>		<p>区分 (校種)</p>		<p>教科</p>	
中学校	保健体育	音楽	音楽	小学校体育	水泳(二十五m)及び器械運動
音楽	ピアノによる弾き歌い 左記の①～⑤のうち、当日指示する曲にピアノ伴奏を付けて歌唱してください。 ※楽譜を見てもかまいません。	歌唱及び演奏 演奏する楽器は、ピアノ、ソプラノリコーダー、鍵盤ハーモニカの中から選択してください。なお、詳細については、第一次試験時に連絡します。	歌唱及び演奏 演奏する楽器は、ピアノ、ソプラノリコーダー、鍵盤ハーモニカの中から選択してください。なお、詳細については、第一次試験時に連絡します。	運動服、水着と運動靴二足(運動場用及び体育館用)を持参してください。なお、運動服には胸部にゼッケン(十五cm×二十cmの白布に算用数字で受験番号を明記したもの。)を付けてください。	課題及び持参物等
1次	1次	2次	2次	1次	実施

<p>八 受験票の交付</p> <p>出願者に対する受験票の送付及び送信は、六月下旬に行います。</p> <p>九 合格者の発表</p> <p>1 第一次試験の結果は平成十九年八月十日頃、第二次試験の結果は平成十九年九月二十日頃に、それぞれ本人宛に通知します。</p> <p>2 第二次試験合格者のうち、第二次試験の受験辞退者を除いて、翌年度の第一次試験を免除します。ただし、合格した同一区分(校種)、教科(科目)を受験する場合に限り、また、第二次試験の不合格者については、希望により平成二十年度奈良県公立学校講師任用候補者として登録します。</p> <p>十 登録及び採用について</p> <p>1 合格者は、奈良県公立学校採用候補者簿に登録します。採用は、採用候補者名簿に登録された人の中から、平成二十年四月一日より平成二十二年三月三十一日の間に必要に応じて順次決定します。ただし、採用候補者名簿に登録されても必ず採用されるとは限りません。</p> <p>2 日本国籍を有しない人を採用する場合は、任用の期限を付さない常勤講師とします。</p>		<p>※調及び使用する伴奏譜については、特に指定しません。</p> <p>※⑤については、原語で歌唱してください。</p> <p>※試験官用の伴奏を持参してください。</p> <p>①「赤とんぼ」 三木露風作詞/山田耕筰作曲 ②「荒城の月」 土井晚翠作詞/滝廉太郎作曲 ③「夏の思い出」 江間章子作詞/中田喜直作曲 ④「椰子の実」 島崎藤村作詞/大中寅二作曲 ⑤「サンタ ルチア」 ナポリ民謡</p> <p>アルトリコーダーによる視奏 当日指示する曲をアルトリコーダーで演奏してください。 ※各自アルトリコーダーを持参してください。</p>	
--	--	--	--

3 家庭(調理、製菓)で採用された人は、調理・製菓に関する学科を有する県立高等学校勤務となります。

十一 この試験についての問い合わせは、奈良市登大路町三十番地 奈良県教育委員会事務局教職員課(電話〇七四二二七一九八四四)において受け付けます。

労働委員会公告

労働関係調整法施行令(昭和二十二年勅令第四百七十八号)第四条の規定により、奈良労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公告する。

平成十九年五月十五日

奈良労働委員会
会長 佐藤公一

奈良県労働委員会あつせん員候補者名簿

平成19年4月26日現在

氏名	現職(元職)	委嘱年月日	備考
佐藤 公一	弁護士 労働委員会会長	昭62.12.24	
南川 謙弘	大阪学院大学大学院法学部研究科長 労働委員会会長代理	平9.12.4	
下村 敏博	弁護士 労働委員会公益委員	平9.12.4	
西谷 敏敏	近畿大学法科大学院教授 労働委員会公益委員	平13.5.24	
川合 紀子	(注)建設の奈良支部(旧米原支部) 労働委員会公益委員	平15.6.1	
森本 哲次	日本労働組合総連合会連合会事務局長 労働委員会公益委員	平9.12.4	
杉本 敏雄	日本労働組合総連合会連合会事務局長 労働委員会労働者委員	平13.12.12	
小山 洋二	シヤーマ労働組合奈良支部執行委員長 労働委員会労働者委員	平13.12.12	
八伏 勝彦	奈良交通労働組合執行委員長 労働委員会労働者委員	平14.10.1	
山 啓 二	自治労奈良県本部特別執行委員 労働委員会労働者委員	平17.1.27	
井村 達男	朝千ムラ封筒代表取締役会長 労働委員会使用者委員	平13.5.24	
中村 憲 児	奈良交通(株)代表取締役専務 労働委員会使用者委員	平13.12.12	
緒谷 正 祥	(株)呉竹取締役会長 労働委員会使用者委員	平16.1.8	
中尾 征夫	奈良県経営者協会専務理事 労働委員会使用者委員	平17.6.23	
上田 洋一	(株)花小路代表取締役社長 労働委員会使用者委員	平18.1.11	
高橋 涉	労働委員会事務局次長	平19.4.26	
橋本 博史	労働委員会事務局次長	平18.4.27	
宮下 保 仁	労働委員会事務局調整課長	平18.4.27	

【定価】一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三一・二〇一

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二三五・七三三

本誌は再生紙を使用しています。